

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年6月6日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | 1 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|----------------|---|------------------------|
| 一般国道49号 | 阿賀野市寺社字鴨深甲3124番1 から
同市窪川原字柳島526番1 まで | 北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 | |
| 3 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 | |
| 4 占用の制限の開始の期日 | 令和7年6月7日 | |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年6月20日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | | | | |
|---|----------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名
一般国道7号 | 占用を制限する区域
新潟市中央区西馬越544番23 から
同市中央区西馬越537番 まで | 図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所 |
|---|----------------------|--|----------------------------------|
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和7年6月21日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年6月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月26日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | | | | |
|---|---|--|------------------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名
一般国道7号 | 占用を制限する区域
村上市下鍛冶屋字長面583番3 から
同市下鍛冶屋字大口432番1 まで | 図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局羽越河川国道事務所 |
| 2 | 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 | | |
| 3 | 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 | | |
| 4 | 占用の制限の開始の期日 令和7年6月27日 | | |